

大分県畜産特別資金利子補給金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、肉用牛、酪農、養豚経営の安定的な発展を目指しながら、負債の償還が困難となっている農業者に対し、償還負担の軽減を図るため、大分県畜産特別資金利子補給事業実施要綱（平成25年4月1日付け団指金第1417号。以下「実施要綱」という。）に定める畜産特別資金を貸し付ける融資機関に対し、予算の定めるところにより利子補給金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(利子補給対象資金及び利子補給率)

第2条 利子補給の対象となる資金は、融資機関が農業者に融資する畜産特別資金とし、その利子補給率は、実施要綱第3条第3項に定める県の利子補給率以内とする。

(利子補給契約)

第3条 知事が融資機関との間に締結する利子補給契約は、畜産特別資金利子補給契約書（第1号様式）により行うものとし、その申込みは畜産特別資金利子補給契約書締結申込書（第2号様式）により行うものとする。

(利子補給金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、次のとおりとする。

融資機関が融資した毎年1月1日から12月31日までの期間（以下「計算期間」という。）における資金の融資平均残高（延滞残高を除いた計算期間中の毎日の最高残高の総和を計算期間の日数で除して得た金額をいう。）に第2条に規定する利子補給率を乗じて得た額とする。

(利子補給金交付申請並びに実績報告)

第5条 規則第3条第1項並びに規則第12条の規定による交付申請並びに実績報告は、畜産特別資金利子補給金交付申請書並びに実績報告書（第3号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、翌年の1月31日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 貸付及び利子補給計画書並びに貸付及び利子補給実績書（第4号様式）
- (2) 融資平均残高計算明細書（第5号様式）

(利子補給条件)

第6条 規則第5条の規定による利子補給条件は、次のとおりとする。

- (1) この利子補給金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、利子補給事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) 常に利子補給に係る貸付債権の保全に努めること。
- (3) その他、規則、実施要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

(利子補給金の交付決定並びに額の確定の通知)

第7条 規則第6条並びに規則第13条に規定による交付決定通知並びに額の確定通知は、畜産特別資金利子補給金交付決定通知書並びに額の確定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(利子補給金の交付請求)

第8条 利子補給金の交付決定通知並びに額の確定通知を受けた者が、利子補給金の交付を請求しようとするときは、畜産特別資金利子補給金交付請求書(第7様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年度の予算に係る大分県大家畜(養豚)特別支援資金利子補給金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成25年度の予算に係る大分県畜産特別資金利子補給金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年4月1日から適用する。